

高齢者施設等の従事者及び新規入所者が受けるPCR検査等の費用を支援します ～施設での感染拡大を防止するため補助制度を創設～

千葉市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、重症化リスクの高い高齢者等が居住している施設等の従事者及び新規入所者が受けるPCR検査等の費用の一部を施設等の運営者に対して支援しますので、お知らせします。

1 補助対象

症状はないが、感染の疑いのある者に接触した可能性があることなどにより不安がある従事者及び新規入所者が受けるPCR検査等に要する費用の一部を施設等の運営者に対して助成します。

2 対象期間

令和2年11月30日（月）～令和3年3月31日（水）

3 対象となる検査

次の施設等の従事者及び新規入所者が受けるPCR検査及び抗原定量検査のうち、行政検査以外のものを対象とします。

(1) 高齢福祉関係

特別養護老人ホーム等の入所施設及び通所・訪問事業所

(2) 障害福祉関係

障害者支援施設等の入所施設及び通所・訪問事業所

(3) 生活保護関係

救護施設

※陽性となった場合に発生届を提出する医師が確保されている検査に限ります。

※通所・訪問事業所では従事者が受ける検査のみが補助対象となります。

4 補助内容

(1) 補助対象経費

検査料金、検体の郵送・配送料、検査に要する診察料その他の検査を受けるために必要な費用

(2) 補助金額

検査1件につき、補助対象経費に2/3を乗じて得た額と、15,000円を比較して少ない額（1,000円未満切り捨て）

5 留意事項

補助対象経費について、県が実施する「緊急包括支援事業」による補助を受けることができる場合は、そちらを優先するものとします。